

群馬大学医学部聴講生規程

平成16. 4. 1
制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学医学部における聴講生に関する必要な事項は、群馬大学学則及び群馬大学医学部規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学許可)

第2条 本学部授業科目中1科目または数科目の聴講を願い出る者があるときは、学生の修学に支障のない場合に限り聴講生として入学を許可することがある。

(入学資格)

第3条 聴講生は、聴講するその授業科目を学修するに足る学力がある者、または指導教授が適当と認めた者とする。

(入学時期及び在学期間)

第4条 聴講生の入学は学期の始めとし、在学期間は6か月または1年とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。この場合は所定の延長願を提出するものとする。

(入学志願)

第5条 聴講生を志願する者は入学願書及び履歴書に検定料を添え、指導教授及び学部長を経て学長に願い出なければならない。

(実験経費等)

第6条 聴講生は指導教授の許可を得て、実験、実習を行なうことができる。実験実習の経費は聴講生が負担するものとする。

(退 学)

第7条 聴講期間中に退学するときは、退学願を提出し、指導教授及び学部長を経て学長に願い出なければならない。

(試 験)

第8条 聴講生に対しては試験を行なわない。ただし、申し出により証明書を交付することができる。

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。